

子 第 1 8 3 6 号

令和4年2月10日

各認可外保育施設設置管理者 様

千葉県健康福祉部子育て支援課長

(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等及び新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について (通知)

令和4年2月10日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、本県におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を3月6日まで延長するとともに、別添(写)のとおり新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を示しました。

これを受け、令和4年2月10日の第49回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本県のまん延防止等重点措置等を決定し、別添のとおり報道発表しました。

また、基本的対処方針については「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策」として、新たに保育所、認定こども園等に係る内容が追加されましたのでお知らせします。

引き続き園内等の消毒及び保育士等の健康管理の徹底など、感染防止策の徹底をお願いいたします。

なお、別添の「新型コロナウイルス感染症にかかる留意事項」を必要に応じて御活用ください。

(追加された主な内容)

- ・ 保育所等が果たす社会的機能を維持するため原則開所を要請するとともに、医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持する。
- ・ 「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けるとともに、児童をできるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での保育の実践を行う。
- ・ 保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事を自粛する。
- ・ 発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を奨める。ただし、2歳未満児のマスク着用は奨めず、低年齢

児については特に慎重に対応する。

マスクを着用する場合には、息苦しくないか、嘔吐していないかなどの子どもの体調変化に十分注意するほか、本人の調子が悪い場合などは無理して着用させる必要はないこと。さらに、一律に着用を求めたり、児童や保護者の意図に反して実質的に無理強いすることにならないよう、現場に対して留意点を丁寧に周知し、適切な運用につなげる。

- なお、放課後児童クラブ等においても同様の取扱いとする。

【担当】 千葉県健康福祉部子育て支援課 法人指導班

TEL: 043-223-2321 FAX: 043-222-9939

E-mail: kosodate4@mz.pref.chiba.lg.jp

※県からの通知について、電子化に御協力ください。

緊急を要する通知等を速やかに貴施設にお伝えするため、メールアドレスの登録をお願いします。